福山市(以下「甲」という。)と社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)とは、災害時における市民生活の速やかな復興を図るための緊急対応活動及び住民等の権利の保全に係る登記相談業務等(以下「業務」という。)を適正かつ円滑に実施する必要があるとの共通の認識に達したので、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、福山市の区域内で災害が発生した場合において、福山市地域防災計画に基づき、甲の要請に基づき乙が支援する活動について迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において「災害」とは次に掲げるものをいう。
  - (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるもの
  - (2) その他前号と同程度の災害で、この支援が必要であると甲が認めるもの

(業務の内容)

- 第3条 乙が支援する業務の内容は、土地家屋調査士の職能を生かした次に掲げるものと する。
  - (1) 甲が管理する公共施設等の被災状況の調査
  - (2) 甲が管理する公共施設等に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元
  - (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号) に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること
  - (4) 登記・境界関係の相談窓口業務への人員支援
  - (5) 前4号に定めるもののほか、甲及び乙が特に必要と認めるもの

(派遣の要請)

第4条 甲は、業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して、実施に当たる土地家屋 調査士(以下「支援員」という。)の派遣を要請するものとする。

(実施方法)

- 第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これ を甲に提示するものとする。
- 2 乙は、前項の派遣計画に基づいて、甲が指定する場所に支援員を派遣して業務に当たらせるものとする。

(連絡調整)

第6条 業務に係る連絡調整は、甲にあっては福山市企画総務局総務部危機管理防災課長が、乙にあっては甲の区域を管轄する乙の支所の長(以下「支所長」という。)が行う。 2 支所長は、災害時を想定した連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が業務を実施するに当たって要した費用は、実費相当額の範囲内において甲が 負担するものとする。

(定めのない事項等の取扱い)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2012年(平成24年)3月12日から2014年(平成26年)3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印の上、各1通を保 管する。

2012年(平成24年)3月12日

甲 福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 羽 田 皓

乙 広島市東区二葉の里一丁目2番44-301号社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 伊藤宏幸